

様式第15号（第18条関係）

委託執行（変更）概要書	市長		副市長		部長		課長		補佐		係長		課員		
履行年度	令和5年度		業務名	5道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託				設計書							
履行場所	神栖市内全域														
設計概要											変更理由				
道路施設・植栽等巡回点検調査業務 N= 1式															
費目	当初		第回変更			第回変更			増△減						
委託執行額															
委託に付する額															
業務価格															
測量試験費又は工事雑費															
消費税相当額															
委託決定額															
変更業務価格算定基準	変更業務価格 = 変更積算業務価格 × 委託比率 $\left(\frac{\text{起工時の請負委託決定額}}{\text{起工時の委託に付する額}} \right)$														
変更積算業務価格					×		委託比率		=	変更業務価格					

神栖市役所

本工事内訳書

No. 1

本工事内訳書

No. 2

		単位	数量	単価	金額	適用
業務原価						
一般管理費等						
小計						
業務価格						
消費税相当額						
業務委託料						

第 0001 号 代価表 死骸等回収

1.000 回 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
世話役		人			
普通作業員		人			
トラック [普通型] 2 t 積		時間			
合計				単位当たり	

条件名称

入力値

入力名称

5 道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、神栖市が管理する市道（以下「道路」という。）の現状を把握し、道路の異常、街路樹張り出しによる視界不良に対して適切な措置を講じるとともに、樹種・樹木数の把握等、道路管理上必要な情報を収集することにより、道路を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保することを目的とする。

(業務内容)

第3条 乙は次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 道路パトロールの実施
- (2) 道路の状況把握と異常の発見、緊急を要する異常個所の応急措置
- (3) 各種道路施設の点検
- (4) 街路樹の張り出しの発見、樹種及び本数の調査
- (5) 動物の死骸等の回収
- (6) その他、甲の指示するもの

(道路施設点検・調査体制)

第4条 道路施設点検・調査体制は原則として自動車を用い、パトロールの形で実施するものとし、パトロール要員2名1班編成で実施する。

- 2 運転手については第1種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること。
- 3 パトロール要員は交代員を含め複数名とすることができる。

(業務管理責任者)

第5条 乙は委託業務の実施責任者として、業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

- 2 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。
- 3 業務管理責任者は毎月10日までに業務全般に関する業務報告書の提出を行うとともに、業務の実施方針に関して監督員と業務履行状況の確認、道路パトロール実施計画やその他、業務実施上、必要となる事項について打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせの結果を様式1により相互確認するものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は、前条の業務報告書を受理した時は、遅滞なく当該成果品を検査し、検査に合格した時は、委託料を支払いする。

ただし、委託料は契約締結後、別表に定める額を月別に支払うものとする。

(実施計画書)

第7条 乙は以下の各号に掲げるところにより、道路パトロールに関する実施計画書を作成し、甲に提出し当該計画に従って実施するものとする。

- (1) 委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書（様式2）」及び「組織票及び連絡体制（様式3）」を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。
- (2) 乙は毎月、月ごとの「道路パトロール実施計画書（様式4）」を作成し、毎月25日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 当該実施計画にかかるわらず、監督員が異常気象等により道路パトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

(道路パトロールの種類)

第8条 パトロールの種類は次のとおりとする。

- (1) 平常時パトロール 平常時における道路の状況及び道路交通の安全性について点検する昼間パトロール及び夜間パトロールをいう。
 - (2) 異常時パトロール 豪雨、地震等の異常気象が生じたときに危険の予想される箇所の点検及び災害発生の概況と道路交通に及ぼす影響等を把握するために行うパトロールをいう。
 - (3) 定期パトロール 主要な構造物、道路防災総点検による
- 2 この業務で対象とするパトロールは平常時パトロール（夜間パトロールは除く）、異常時パトロール及び定期パトロール（防災カルテ作成箇所を除く）とする。

(道路パトロールの内容)

第9条 平常時パトロールは、以下の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし必要がある場合は、徒步により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 法面の状況
- (4) 排水施設の状況
- (5) 擁壁の状況
- (6) 交通安全施設の状況
- (7) 街路樹、植栽帯の状況
- (8) 橋りょうの状況
- (9) 歩道の状況
- (10) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
- (11) 道路の占有の状況
- (12) 道路の隣接地における工事の状況

(13) その他

- 2 異常時パトロールは本条第1項に準じるが、異常事象に応じて適宜重点項目を定め車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒步により行うものとする。
- 3 定期パトロールは橋りょう等の主要構造物について細部の状況、あるいは損傷状況を把握するため徒步により実施する。

(14) 動物の死骸等の回収について

- 1 期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日の365日間とする。
- 2 対応する時間は、平日午前8時30分から午後4時を除く全ての時間と土曜日、日曜日、祝日とする。
- 3 回収の連絡については、甲の職員又は市警備員などから連絡をするため、24時間連絡を取ることができる携帯電話を乙は用意する。
- 4 回収は、連絡を甲又は市警備員から受けた後に速やかに回収すること。
- 5 回収後は、甲が指定する資材置き場に仮置きをし、第一リサイクルプラザの翌営業日に速やかに届けることとする。なお、資材置き場は、神栖側と波崎側にそれぞれ1箇所ずつ甲が用意する。
- 6 その他について甲の指示に従うこととする。

(道路パトロールの実施)

第10条 パトロール業務は以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 乙は原則として実施計画書により、道路パトロールを実施しなければならない。ただし、監督員から指示を受けた場合はこの限りではない。
- (2) パトロール（始業時連絡、終業時報告を含む。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた午前9時から午後4時に実施することを原則とする。ただし、異常時パトロール及び年末年始期間の事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りではない。
- (3) パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。
- (4) パトロールの頻度は原則として1路線につき月1回程度とする。
- (5) パトロール業務に使用する車両は、乙が調達し、車両の両側面にわかり易く「神栖市道路パトロール」と表示するものとする。
- (6) パトロール業務実施中は黄色回転灯を点灯するものとする。
- (7) 異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合、道路パトロールを中止する。その中止期間にあたる道路パトロール回数については変更対象とする。

(道路パトロール中の措置)

第11条 乙は道路パトロール中に道路に異常を発見した場合は以下の各号に掲げる措置を行うとともに、甲に報告するものとする。

- (1) 道路の損傷等一般交通に支障を与えると判断されるものについては、応急措置を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては監督員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 道路に対する不法行為等を発見した場合は、監督員に電話等で報告するとともに状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (3) 道路工事等で一般交通等に支障があると判断される場合は、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (4) 異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

(履行する際の注意事項)

第12条 業務管理責任者は本仕様書に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール車の運転手は道路交通法等関係法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
- 3 乙は住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことの無いよう注意するとともに、住民には親切丁寧に応対すること。
- 4 パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携行し、第三者から請求があったときはこれを提示すること。

(道路パトロール結果の報告等)

第13条 乙は以下の各号に掲げるところにより、道路パトロール結果を甲に報告すること。

- (1) 業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
- (2) 報告書は「道路パトロール日誌（様式5）」、「路線別点検・調査表（様式6）」、「異常箇所整理表（様式7）」、「情報提供整理表（様式8）」及び「パトロール実施状況月報（様式9）」とする。
- (3) 緊急を要する道路パトロール結果については、前号の報告を行う前に電話等で監督員に報告しなければならない。
- (4) 「路線別点検・調査表（様式6）」については、原則として実施日当日に提出すること。これ以外の報告書については翌日の提出を可能とする。
- (5) 月に1回の頻度で路線ごとのパトロール状況写真を道路パトロール日誌に添付すること。なお、撮影ポイントは毎月変化させること。

(6) 場合によって、甲の職員と乙のパトロール要員でパトロール済みの路線を周り検査を実施する。

(7) 定期パトロールの報告書は、日常パトロールに準ずるものとする。

(守秘義務及び情報管理)

第 14 条 本業務の実施において知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱う場合は情報セキュリティを確保し、データの流出は絶対あってはならない。

(受注者の責任)

第 15 条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行つたことで、物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(その他)

第 16 条 業務に必要なパソコン関連機器、事務用品は乙が用意すること。

ただし、路面補修に必要な常温合材は必要数量を支給する

2 乙が職員のパソコンを使用しないこと。

また、乙が準備し、使用するパソコンからのデータを U S B 等の外部記憶媒体を介して、甲の使用するパソコンに入出力してはならない。

3 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

様式 1

打ち合わせ記録簿

第 回	総括監督員	監督員	受注者・印	責任者	パトロール要員		
発注者・印							
	年 月 日		場所				
業務の名称	5道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託		打ち合わせ方式				
発注機関 担当部署名	神栖市役所道路整備課		会社名				
出席者（発注者）			受注者				
(内容)							

パトロール計画書（令和 年度）

1 業務の実施範囲 平常時パトロール 異常時パトロール（別途甲の指示により）、定期パトロール

2 パトロール計画（平常時パトロール）

巡回月	地区	路線名等	パトロール延長 km	備考
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道
	市内全域	市道全て	約830km	原則舗装道

3 業務担当者

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

巡回時連絡先 _____

4 業務管理責任者

氏 名 _____

緊急時連絡先 _____

樣式 3

組織票及び連絡体制

委託業者名	5道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託
路線名等	市道全て
委託業務箇所	神栖市内全域
受託者	印

業務管理責任者	氏名	生年月日	電話番号	
			自宅	携帯

様式4

道路パトロール実施計画書（令和 年 月分）

* 毎週金曜日は幹線道路巡回

日	曜日	神栖地区東コース	神栖地区西コース	波崎地区東コース	波崎地区西コース	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

様式5

道路パトロール日誌

	パトロールコース名				実施日		天候		
	神栖東コース	神栖西コース	波崎東コース	波崎西コース	令和	年		月	日
パトロール員氏名			出発時間	到着時間					
印	印	9時00分	16時00分						
順序	路線名	パトロール区間				実施期間		特記事項	
緊急連絡					パトロール走行距離 km				
(有・無) (内容) (相手方)									
使用した補修材等		常温合材	凍結防止剤		その他使用資材等				
		袋	袋						

樣式 6

路線別点検・調査表

樣式 7

異常箇所整理表（現地対応出来ない案件）

様式8

情報提供整理表

項目区分	情報の内容	備考
情報の種類	(該当するものを○で囲むこと) • 要望 • 相談 • 苦情 • その他	
聞き取りの日時	令和 年 月 日 時 分頃	
路線名		
場 所		
相手の氏名等	(氏名) (住所) (TEL)	
具体的な内容		
対応・処理経過		

様式9

道路パトロール実施点検状況（月報） *写真報告で代替可

路線名	点検事項	点検内容	発見・措置した内容	日付
	路面の状況	<input type="checkbox"/> 舗装の穴ぼこ <input type="checkbox"/> 舗装の段差 <input type="checkbox"/> 舗装のひびわれ <input type="checkbox"/> 路面への落石、土砂流出、倒木 <input type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> 積雪、凍結 <input type="checkbox"/> 廃油、薬品の汚れ <input type="checkbox"/> 水たまりの有無 <input type="checkbox"/> その他		
	路肩、路側の状況	<input type="checkbox"/> 沈下 <input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> その他		
	法面の状況	<input type="checkbox"/> 崩壊、崩土 <input type="checkbox"/> 落石防護施設 <input type="checkbox"/> 倒木、枯れ木 <input type="checkbox"/> その他		
	排水施設の状況	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 側溝蓋 <input type="checkbox"/> 側溝、集水枠、排水口の堆積物 <input type="checkbox"/> その他		
	擁壁の状況	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> はらみだし <input type="checkbox"/> その他		
	交通安全施設の状況	<input type="checkbox"/> ガードレール <input type="checkbox"/> 道路照明灯 <input type="checkbox"/> 視線誘導票 <input type="checkbox"/> 道路標識 <input type="checkbox"/> 区画線 <input type="checkbox"/> カーブミラー <input type="checkbox"/> その他		
	街路樹・植栽の状況	<input type="checkbox"/> 街路樹・植栽 <input type="checkbox"/> その他		
	橋りょうの状況	<input type="checkbox"/> 橋面の舗装 <input type="checkbox"/> 道路と取付部の沈下の有無 <input type="checkbox"/> その他		
	歩道の状況	<input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他		
	道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況	<input type="checkbox"/> 工事標識 <input type="checkbox"/> 保安施設 <input type="checkbox"/> 交通処理 <input type="checkbox"/> その他		
	道路の占有の状況	<input type="checkbox"/> 不法占有 <input type="checkbox"/> 路面汚損 <input type="checkbox"/> その他		
	道路の隣接地における工事の状況	<input type="checkbox"/> 橋面の舗装 <input type="checkbox"/> 道路と取付部の沈下の有無 <input type="checkbox"/> その他		
	その他	<input type="checkbox"/> その他		